

令和4年度第2回岩手県文化財保護審議会議事録（審議）

（熊谷会長）

本日、先ほど教育長より諮問のございました、「紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳」につきましてご審議いただきたいと思っております。事務局から諮問物件の説明をお願いいたします。

（岩淵文化財課長）

※諮問物件調書 12 ページの読み上げ

（熊谷会長）

ありがとうございます。ただいま諮問物件について事務局からご説明をいただきました。これからの審議の進め方でございますが、担当いただいた高橋委員から追加の説明をいただいた後に、質疑を進めさせていただきたいと思っております。

それでは調査を担当されました高橋委員の方から追加説明をお願いいたします。

（高橋委員）

よろしくをお願いいたします。

本日は二戸市さんの方で原資料をお持ちいただきましたので、それを見ていただく以上の説明などはなかなかできないですけれども、この資料を調査させていただいて、概要をほんのちょっとだけ説明させていただきます。

まず、資料のあります天台寺さん、私、秋田の人間ですけど、瀬戸内寂聴さんがご住職をされていたというのはテレビで何回も拝見させていただきましたし、以前こちらのご本尊の聖観音菩薩立像をお借りしたこともありますので、大変お世話になったお寺様でございます。

岩手県二戸市浄法寺町の古刹であり、寺伝によれば開山は行基で奈良時代、神亀5年に聖武天皇の命を受けて八葉山と名付け、桂の大木を刻んで本尊を聖観音とし開山された。また、あの糠部三十三所観音巡礼の成立史、つまり永正9年と、私、書いたのを拝見したんですけど、このときは第一番札所であったんですけど、江戸時代に第三十三番札所に改められると。どちらにしても信仰の拠点として非常に豊かな歴史を持ったお寺さんであると伺っております。

今日、指定をお諮りする勸進帳ですが、皆さんご存じだと思いますけれど、社寺や仏像などの造立や修補、経典を刊行するなどのために信者や有志にその費用を寄進させてご縁を結ばせることを勸進というふうに申しまして、その趣旨や目的を書いて寄付を募るときに用いる文書のことを勸進帳という。宗派によっては別の字を使うことがありますし、この奥に寄進の品名や数量や寄進者の名前を記入する奉加帳というのがついた資料もあります。のちに奉加帳は別仕立てになってくる傾向もありますが、まあ、そういったものを勸進帳といい、この勸進帳が一般の人にとりまして有名なのはこういった古文書よりも、歌舞伎に勸進帳というのがございまして、歌舞伎十八番の一つで室町時代に成立した能の「安宅」の勸進帳を命題としたもので、それが歌舞伎で上演されたのが、こう、いろいろ異説もありますけど、天保11年、それより前の元禄年間にやったという記録もないわけではないですが、それが今の勸進帳と同じものかはよくわかっておりません。

義経の一行が奥州落ちの途中、加賀国安宅の関、今の小松市あたりですかね、ここで富樫左衛

門泰家というふうな関守ですね、この人に見咎められて止められるんですが、同行した武蔵坊弁慶がいろいろ機転を働かせて、そこの関を乗り越え、奥州藤原氏のもとにたどり着いたという筋書きで、弁慶が何も書いていない白紙の勸進帳を読み上げる場面が大変有名であると、こういう勸進帳という言葉が広く広まってくる契機でございます。

それでいよいよ本題の「天台寺本堂再興勸進帳」というのはどういう内容であるかということ、まあ、原資料を見ていただければよくおわかりかと思いますが、かいつまんで申し上げます。

まず、本堂を修理しなければいけない必要性和、そのために勸進を行いますので、皆さん寄付をよろしく願いますということが書かれております。それで言い回しとしては、人は清浄な心を持っているのですが、煩惱によって世の中が明るくなくなっている。で、人々はなかなか解脱できないでいる。そういった時に、桂泉という、桂清水という霊地にですね、観音様が人々の苦しみを救ってくれるために現れた。で、時宜を得てここに書いております行基菩薩が神亀5年に念仏所を始めた。そして聖武天皇の御願所と号して仏閣を構えた。で、仏閣を構えているいろいろなお寺さんのルールを定め、お寺さんを荘厳し、なおかつ仏像を納めていった。その仏像の由緒としてそこに書いてあります、行基とか運慶とかが、仏像を作っていたということが書かれてあります。そういったこともあって、その後人々の心に信仰が非常に広まっていった。そうした中で、赤く書いてありますが、「正平2年の年に、仮の巧匠の事よく見るに、今のお堂これなり。」正平2年の本堂を再興して、それが今の本堂であるという記述がございます。ところがこれ以降ですね、仏法の力がいろいろと衰え、本堂も損傷が大きくなってきて、だから私は本堂の修復を考えたんだ、そして聖観音様にはこういう御利益がある、だから勸進が必要なんだということを大変名調子の名文で書いてございます。私は書のことを全然詳しくないんですが、大変立派な字体で非常にすばらしい資料じゃないかなと拝見させていただきました。読ませていただいて、当然のことですが仏教用語が非常に多くて、しかも中国の有名な漢詩の一節を随所に引用しておりますので、非常に解釈の難しい部分もありますけど、全体的に非常にきれいな、いいリズムの文章ではないかなあと思いつつ拝見しておりました。

続きまして、作成年代と作者ですが、奥のところに、「時に天正5年丁丑四月吉日 武蔵所生真言沙門假名海翁、実名榮澄」と書いてあります。武蔵の国の出身で真言宗のお坊さんである。で、天台寺さんは天台宗の寺院でございましたが、この榮澄さんはここに、天台寺にしばらくとどまって、ご用があつて、天台寺さんと親交があり、そしてこの勸進を思い立ってこの書を書いたと。非常に、あまり天台宗だけというような感じではなくて、真言のお坊さんも受け入れながらいた状況というのがあるのかなと思つた。この辺はちょっと解釈が違っていればご指摘いただきたいところです。

で、後ろの方にこの料紙が浄蓮寺周光合力なりというふうに、浄蓮寺の周光さんという人がこの料紙の調達を含めて、本勸進帳作成に尽力をされたということも書かれてありますが、この浄蓮寺さんということにつきましては、いろいろな資料とか地元の研究の方が、お書きになったものを拝見させていただきますと、一戸町の黄檗宗の吉王寺の末寺に浄蓮庵というのがあり、一時大慈寺の末寺として支配されていたという記録がありますが、これ以上の情報は私は見つけられませんでした。ただ、いずれにしても作者の名前を明確に書いてあるという点では、あと作

成年代ですね、注目してよろしいのではないかなと思いました。

それで、私もどうしても秋田におりまして、見られる資料というのが限られているのですが、パッと見たところ有名なところでは中世の勸進帳については、国宝の資料、重要文化財の資料、県指定のものも福井小浜の羽賀寺の本堂勸進帳なんかが県の指定文化財となっております。これはまあ、今、諮問としていただいている「天台寺本堂再興勸進帳」よりは若干古い資料なんですけど、同じ 16 世紀の資料であるということでもあります。東北では、これも私、県史とか自治体史レベルでしかなかなか見られておりませんが、山形県の寒河江の慈恩寺の本堂造営勸進帳というのが、山形県史の中に採録されておりました。こちらは調べましたけれども、慈恩寺関係の中世文書というのが一件だけ県指定になっておりますけれども、この勸進帳は残念ながら含まれてはならないようでした。ただ、いずれ本資料については、中世における同時代資料が極めて少ない天台寺さんにおきまして、天台寺の縁起や由緒を伝える資料として大変貴重であると。これは皆さんご存じのように天台寺さんの什物としましては、正平 18 年の鰐口が天台寺という名前の初見資料である。あるいは、元中 9 年の銅鐘が桂泉八葉山天台寺という印刻があると。あと 15 世紀に入ってからでは寄進文書が数通残っているぐらいしか、ちょっと私は調べられませんでした。なので、天台寺さんの江戸以前の姿を伝える大変貴重な資料であり、しかも大変な名文で名筆であるというように思えますし、東北においては大変類例の少ない中世の勸進帳ではないかな、と思って調べさせていただきました。急ぎ足になりましたが、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上であります。

(熊谷会長)

ありがとうございました。

改めましてすごい資料であるということがご確認できたかと思いますが、何かただいまの事務局からの説明、そして今の、高橋委員の追加説明につきましてご質問などあればお受けいたしますが、いかがでございましょうか。

はい、高田委員

(高田委員)

確認というか、お聞きしたいんですけども、観音堂の修理の時に出てきたということですけども、どういう状況でこれが保存されていたのかということと、それから、今お聞きしたら、その他にもたくさんの資料があって、出ているということですので、そっちの方の整理状況とかですね、わかる範囲で結構ですので。これは地元の方がいいのかな、お願いできればと思います。

(熊谷会長)

それでは、今日二戸市の方から担当者の方が来ておりますので、そちらの方から今の質問についてご紹介いただければと、お願いいたします。

(二戸市教委)

二戸市教育委員会文化財課の柴田と申します。よろしく願いいたします。

今、ご質問いただきました 2 件につきまして回答いたします。

まず、一つ目の保存状況ですが、25 年からというのは修理にあわせた部分の再調査の話だったと思います。元々、平成 19 年、平成 20 年段階で一括した形で浄法寺歴史民俗資料館の方に寄

託されたのがそもそもの始まりとなっております。その際ですね、2つめのご質問になりますが、ざっくりとした一覧名簿の方はすでに作成しております。ですが、一括資料という評価につきましても、現在もご審議いただいております勸進帳以外にもいわゆる大正、昭和等々の資料が一括して混ざった状態になっておりまして、由来のはっきりわかった一群の文書としてはちょっと難しいと判断しております。簡潔ではありますが、説明とさせていただきます。

(高田委員)

それは、お堂の中にずっとあったというわけじゃなくて、関係者というか保存会というか、そのうちのどなたかがずっと代々受け継いで持ってきたということだったんですね。

(二戸市)

当時の詳しい状況を知る方はなかなか把握しておりませんが、私が存じ上げるレベルでお話いたします。

もともと天台寺の庫裏の中にいくつかあったとお聞きしておりました。大変庫裏の方が荒れ果てておりまして、当時担当の維持管理していた方々が、そこに置けないと判断をなされた私の方で伺っております。その方のご自宅の方で管理をされていたものの中にあったのが、今回の勸進帳を含めた一群の資料というふうなことでお聞きしておりました。

(高田委員)

どうもありがとうございます。

(熊谷委員長)

あとは何かございますでしょうか。はい、兼平委員。

(兼平委員)

今に関連してなんですけれども、一括でということなんです、これ以外時代は、先ほど昭和とか出てきましたけど、中世の文書というふうに考えると、他にも古いものというのが残っていたのかどうかということを確認したいのですが。

(二戸市)

はい。すべての資料を見たわけではありませんが、銘文等を見た感じだと、いわゆる中世段階の記述があるような資料は今は確認できてはいません。大部分が大正と、もしくは江戸時代のものが大部分としかチェックしていません。申し訳ありませんが、現在その資料を持ち合わせておりませんでしたので、また何かありましたらこちらの方からお話しさせていただきます。

(熊谷会長)

はい、政次委員。

(政次委員)

これ、池本坊の一括資料という事でよろしいですね。

(二戸市)

申し訳ありません。ちょっとそこまで私、承知しておりません。

(政次委員)

膨大な量で、確か麓の歴史民俗資料館にまずは緊急避難というか、これ以上悪くならないように移して、確か目録の一部が刊行されてましたですね。なので、全体の把握というのはこれか

らおいおい進んでいかれると私は理解しておりました。その中でもこの諮問案件というのは、格段に古いというふうなことで、実は他の文書群と一線を描すんですよね。位置づけがなされるんじゃないかと理解しております。

(熊谷会長)

あらあらの目録はできているんですね。

(政次委員)

まだじゃないですかね。一部確か。

(二戸市)

全体まではまだ。

(熊谷会長)

ただ、このような中世文書が含まれている可能性は低いということですか。

(二戸市)

現在把握している中では確認できておりません。

(政次委員)

目録化されているタイトルだけ見ましても、池本坊の歴代の代替わりに関わるような文書類が多かったという印象がありました。なので、時代が全然違う、幕末とか江戸時代中期とかその手のものが多かった記憶があります。

(兼平委員)

先ほど一括の文書がどういうものかというのを伺ったのは、この資料の内容自体が私、指定することに異論はないんですけども、これが、その、天正5年に書かれたそのものなのか、そうでなくても、後での写本であっても、やはり指定すべき内容として認めるのか。そこのところだけ確認したかったものですから。見たところ、かなり保存状態がいいっていうことがあってですね、もちろんこれ天正5年のものではないってことをいいたいわけではないんですが、状態がいいっていうこと、あるいは写本っていう可能性もあるというところを踏まえても、内容からいって指定すべきなのか、その、もう天正5年のものだから古いからというところまで踏み込んでの評価なのか、というところを一度確認したかったのです。

(熊谷会長)

その辺についてはいかがでしょうか、高橋委員。

(高橋委員)

私のわかる範囲で申しますので、補足がありましたらお願いいたします。

あの、この資料につきましては、平成29年度に保存修理をして、破れたところを補って現在の良好な状態になっております。従いまして、修理をしたことにより非常にいいコンディションになってるといふふうに自分は考えております。まあ、これが写しなのかどうなのかというところは、はっきり申し上げる材料はないんですけども、内容から見ても私は同時代のものではないかなと思ひながら拝見させていただきました。それに値する内容を含む資料であるというふうに私自身は解釈しております。他の委員の皆様、あるいは二戸市の方々に補足ありましたらお願いいたします。

(熊谷会長)

兼平委員に感想を聞きたいのですが、16 ページに勸進帳の最後の部分の写真が載っております。現物を見れば一番いいんですが、その、時に天正5年と書いてある文字の横にまた文字が書いてありますが、その文字と本文の文字はどうか、同一、写本の可能性があるとしたらここでチェックできるということでしょうか。いかがでしょうか。

(兼平委員)

なるほど。ちょっとこのところを見せていただきたいなあ。9紙のところですかね。というところと、別に写本であっても内容自体は貴重なものですから指定というところについて異論を持っているということではないです。

(熊谷会長)

文字なんかはどうか。

(兼平委員)

文字とかまではちょっと、どうでしょうね。

(熊谷会長)

罫線が入っている。

(兼平委員)

罫線は他のものでも入っているので模したんだろうな、ということでの理解でいけば別に問題はないかなという気はするんですけど、最後のところだけ、9紙のところだけ見せていただきたいなあ、というのがちょっと、はい。

(熊谷会長)

ではその辺をご準備いただくのと、後は何かご質問、確認いただくことはございますでしょうか。

ちょっと初歩的なことですが、これで勸進しましてね、できた本堂は今の本堂の前身のものなの？

(高橋委員)

それを裏付けるものは全く残ってないのでなんとも言えないのですが、この勸進帳が作られてから南部の2代の方が1658年ですか、本堂の修理まで80年ぐらいしかないんですよ。なので、この時、新しいものを作って、さらに80年後に新しいものを作るというのは何となく考えにくい感じがちょっと私はいたしております。ただ、そこは言及できる文書が残っておりませんので。

(熊谷会長)

では、最後の部分を出していただきましたので、皆さんで確認したいと思います。

－ 現物の確認 －

(熊谷会長)

天正5年4月というふうに記載してございますが、この辺の表現も含めていかがでございますでしょうか。兼平さん、感想も含めて何か。

(兼平委員)

通してみても文字を見た感じでは、特に違和感は感じなかったというところですね。ただ、先ほどからあれですけど、天正5年のものっていうふうに断定できるかっていうと、そのところはちょっとそこに指定の重きをおいちゃうと、ちょっと後になってからのことがあるので、内容というところで、天正5年の銘を持つ勸進帳であると、で、中身としても、天台寺の由来とか、寺の歴史を知る上で重要な内容であるということであればいいのかな、というふうに思いました。

(熊谷会長)

事務局よろしいですか。要するに年代については特定しないで、天正5年の銘のあるもの、むしろ中身の方を積極的に評価すべきではないか。先ほど高橋委員の方からの紹介もありましたように、勸進帳自体、東北地方で稀な資料ではありますし、特に天台寺というお寺と山形の慈恩寺ですから、それなりのお寺さんであります。そういった寺伝を補強するものであるというようにところに評価をおきたいということですよ。高橋委員、その辺のところいかがですか。

(高橋委員)

内容的なところを評価していただけるということであれば異存ございません。

(熊谷会長)

はい、政次委員。

(政次委員)

今の年号の問題なんですけど、国の指定名称に倣えば、資料名があつて、それから天正5年の奥書があるとか、というふうな枝書きをする場合が多いと思うんですよ。そういう書き方でどうでしょう。奥書があることは奥書なので、そこは尊重してあげた方が私はいいと思うんです。

(熊谷会長)

奥書があることによって、成立年代を特定するっていうことにはならない。

(政次委員)

なりません。彫刻でも典籍なんかでも資料名の下にぶら下げるというやり方がありますよね。それを参考にしてみたらいかがかと思うんですけれど。

(熊谷会長)

具体的にはどうなりますか。

(政次委員)

ええと、紙本墨書天台寺本堂再興勸進帳で、割注のように天正5年の奥書を有する、奥書がある、そういう方法もあるということです。

(熊谷会長)

ただそれは勸進帳が複数あつて、どの勸進帳かという場合には、当然それが必要になるということかと思えます。今の時点では1通しかないということですけど、そこまでの措置が必要かどうかということがございますね。

(政次委員)

どちらでもいいとは思いますが、情報量としてはいれておくべきじゃないかと思えます。奥書があるということが重要だということで、だからその時に作られたということではないです。

奥書を有するというを割注として書く場合もあるということを申し上げます。

(熊谷会長)

今、そのような意見がでてまいりました。いかがでしょうか。

(小岩(弘) 委員)

奥書を割注として入れたらどうかということですが、あの、これの持つ内容的なものはですね、私は本当にすごいなあと思っていて、名文でもありますし、歴史もわかり、そしてかつ、どのように募ったかというところまで書いてあるということからすると、私自身は別に天正5年という年代にこだわらない。内容的に中世的なものでもいいと思うので、私は割注まではいいかな、と思います。

(熊谷会長)

まあ、確かに、書かれた中身を見ますと西門まで書いてありますように、糠部全体の世界をこう表象するような内容となっております。素晴らしい中身だろうと思います。

あとは何かご意見ございますか。

ちょっと気になりますのは、16 ページの第1紙の写真がございますが、ここに桂泉勸進帳という名前が出てまいります。「天台寺本堂再興勸進帳」というのは中身を示すものであって、この勸進帳自体には「桂泉勸進帳」という名前が付いているのではないかと思います。そのへんの扱いはいかがでしょうか。

(高橋委員)

あの、指定の名称の問題ですね。資料に載ってある用語をそのまま使うパターンと、資料の内容が一般の人に伝わりやすい形の名称にするのと、自分は2パターンあるんじゃないかなと思っておりました。

私はどちらかという、一般の人が資料名を見た時、どういう内容であるのか、すぐわかるような形にした方がいいのかなと思って、こちらの名称をとらせていただきました。

(熊谷会長)

先程来、指摘されておりますような、やはり中身が素晴らしいんだということからいたしますと、高橋委員につけていただきました「天台寺本堂再興勸進帳」のほうが、中身を示す名称になるのではないかと思いますので、では名称につきましては「天台寺本堂再興勸進帳」ということで決めさせていただきたいと思います。

(政次委員)

その件なんですけども、私もちょっとこの名称を見た時に思っていたんですけど、これまでおそらくそういう考え方がいくつかあって、岩手県の方ではこれまでどういう付け方をしていたのかということも後でお伺いしようと思っていたのですが。

(熊谷会長)

事務局どうでしょうか。

(事務局)

実は、歴史資料で今回のような古文書のようなものは初めてで、今までは一括資料、数の多いものだったので、今回は初めてのケースになります。

(政次委員)

とすると、別に、自ら桂泉勸進帳と名乗っているのですが、こちらを優先すべきなのかなって私は思ったりもしたのですが、歴史分野の先生方どうでしょうか。

(小岩(弘)委員)

あの、文書名の付け方から申しますと、その最初にてでくるなんとかかんとかの事というのを、文書名につけることが多いです。なので、桂泉勸進帳の事とありますけれども、それが文書名というのは全然おかしくない。新しい名称をつけると、逆に何だかわかるという点ではいいと思います。文書の名称を付ける場合はなるべく原本の名称を使って付けてるというのが現状、古文書の整理の仕方になっています。

(熊谷会長)

ありがとうございます。あと他にはどうですか。

(兼平委員)

資料名の付け方については、今、小岩委員がおっしゃったように基本的にはその資料に書かれているとおりに目録をとるとというのが、近年はそういうふうに行われています。ただ、この資料に関して言うと、桂泉勸進帳の事という、事書きで資料のタイトルをとるかってなると、ちょっとそこは難しいかな、目録みたいになってしまうので、県指定の名称、物件としての名称が事書きっていうのはちょっと違和感があるかなということで、例えば歴史資料でいうと北家の日記なんかも詳しく書いていますし、御次留帳だけではなくて、盛岡藩北家と補足していたり、あるいは、三閉伊一揆の文書一点についても、嘉永六年盛岡藩三閉伊通百姓一揆畠山文書、まあ、こういうふうな形でつけているので、私はそんなにこの名称に関しては違和感は無いか。物件名ということであるという違和感は無いか、というふうに思っています。

(熊谷会長)

ありがとうございます。では、この文書にあります「桂泉勸進帳事」とあります名称と、中身を示す「天台寺本堂再興勸進帳」の2つの物件名の候補がございしますが、どうでしょうか、今までの審議の過程の中で先程来ありましたように、記述されている中身を高く評価するのであれば、今の「天台寺本堂再興勸進帳」がその中身を示す名称であると考えまして、このような「紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳 1巻」というような員数と名称にさせていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございしますか。ありがとうございます。

他にございませんか。

(政次委員)

要望と、掲載について申し上げたいんですが、せっかく二戸市さんが頑張って1紙ごとに画像を撮影していますので、画像の数が多くなって紙数が増えるかもしれないけれども、1紙と9紙だけじゃなくて、2～8紙も小さくていいんですけれども載せていただきたいなあと思います。それとあと、20 ページをご覧いただきたいんですけれども、菅野澄順さんの論集の情報を載せておられるものですので、武蔵書生真言沙門以下の読み下しが無いので、追加していただく必要があるのかな。それとあとは、この、菅野澄順さん以降のことは、結局、出典を明記すればいい話なのかなというふうに思っております。あと、載せるルールとしては転載するよということとは

著者に了解を取っておいた方がいいんじゃないかと思います。

(熊谷会長)

その辺のプライオリティーの問題で、じゃあ事務局の方できちんと対応お願いいたします。

(政次委員)

よろしくお願いいたします。

(熊谷会長)

一番最後の部分の、武蔵云々から始まり合力也に終わる部分、大変重要な中身になりますので、ぜひこれも読み下しのところにはつけていただくようお願いいたします。

(政次委員)

それとですね、21 ページの慈恩寺資料、載せる意味ってどこまであるのかなって思うんですよ。もちろん、7, 80 年前のほぼほぼ同時代の東北地方の勸進帳ということなんですけども、これ、積文載せると中身に対しての説明が必要になってきませんか。それとあと、載せると修辞上の文言の異同とか、共通する文言とか異なる表現とか中身についてのいろいろと説明が必要になってくるんで、これどうします。高橋委員に伺いたいんですけど、載せなければいけないですか。

(高橋委員)

いや、あくまで参考までに事務局にお渡ししたことなので、載せる必要は私はないと思います。

(熊谷会長)

指定の際のデータとして整えていただく時に、慈恩寺さんのものは削除してください。

(兼平委員)

14 ページのところの所見のところなんですけれども、これ、内容自体は問題ないとしてですね、ただ、浄蓮寺が黄檗宗っていうことで出てくるんですね。そうすると、やっぱり江戸時代の寺院じゃないか、そのお寺が支援したというのはおかしいっていうふうになってしまうので、これ、江戸時代における浄蓮寺っていうのは黄檗宗だっていうことでいいんですけど、それ以前の歴史がわからないとか何か書かないと、浄蓮寺っていうのが黄檗宗、黄檗宗ってのは江戸時代になってから伝わってくるものですから、そのところだけ補足があった方が丁寧かな、読む人からすると黄檗宗の寺院が料紙、紙を寄進したっていうふうになっちゃうと、ちょっとおかしくなってしまうので、どこかにか浄蓮寺っていうのは中世代からのお寺だろうけれども、由来がちょっとわからない。ただ、近世になってからはこういう寺院だ、というような説明がふさわしいかなというふうに思います。

(熊谷会長)

具体的にこの部分の文章を削除した方がいい？

(兼平委員)

いや、これはこれで貴重な情報ですので、浄蓮寺は中世からの寺院だとは思われるけれども、ちょっと由緒がはっきりしない。ただ、浄蓮寺と思われる寺院は江戸時代には黄檗宗のこういう寺でっていう、そういう説明があるといいのかな。唐突に浄蓮寺は江戸時代の黄檗宗の寺でってなっちゃうと、中世の文書なのに何でこれが料紙を寄進してるんだ。ちょっと読む方としては。

(高橋委員)

私が書かせていただいた「浄蓮寺は旧浄法寺町に存在したと伝えられる寺院で」の以下に「寺院であるが中世の実態についてはそれを伝える資料がない、ただ近世においては」というような繋げ方をさせていただいてよろしいでしょうか。

(兼平委員)

はい、それで問題ないと思います。

(熊谷会長)

中世と近世、まあ、黄檗宗以前、以後で分ける。

あとは何か。無ければこれから評決をさせていただきたいと存じます。教育長から諮問のありました1件、「紙本墨書 天台寺本堂再興勸進帳」、これを、岩手県指定文化財に指定することについてご異議ございませんか。

(委員)

異議なし。

(熊谷会長)

ありがとうございます。異議無しということで、本時諮問のありました案件につきましては、提案のとおり岩手県指定文化財として指定する旨、答申するものとして異議ないものとさせていただきます。ありがとうございました。